多世代同居住宅改修助成金

新たに三世代以上で同居を始めるために
住宅の機能向上を伴うリフォームをする方へ
最大36万円を助成します。

・補助対象工事に要した経費の２分の1に相当する額でかつ市内業者と契約、施工した場合。市外業者と契約、施工した場合は支給額の上限は26万円となります。
・同居する方に二本松市新婚世帯家賃助成金等を支給されたことがある方がいる場合は、その助成金の額を差し引いた額を支給します。

＊支給対象要件等がありますので、契約締結の前に秘書政策課へご相談ください。

助成対象工事

・新たに三世代以上の多世代が同居するための住宅の改修
・曾祖父母、祖父母、父母、子のいずれかが所有する一戸建て住宅
・改修に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）が20万円以上の工事
・新たに多世代が同居するために必要な**機能向上を伴う改修（住宅内部のみ）**

詳しくは、別紙「多世代同居住宅改修助成金　対象工事一覧」をご覧ください。
☆公共工事に伴う補償費の対象となる工事は対象となりません。

支給対象者

次のいずれの要件にも該当する方が対象です。原則、工事着工前に申請してください。
工事完了後の申請は認められませんのでご注意ください。

要件１　**申請日の1年前から実績報告書の提出までに、同居者が増えることにより新たに三世代以上が同居すること。**
要件２　**多世代同居をするための住宅のリフォーム工事で令和8年4月1日以後に業者と契約して工事施工し、原則として申請年度内に工事を完了し実績報告を提出すること。**
要件３　助成金の実績報告時までに多世代同居をする方全員が本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあること。
要件４　同一世帯等に市税を滞納している方がいないこと。
要件５　同一世帯等に、この助成金、定住促進奨励金、定住促進住宅取得奨励金、移住促進住宅取得奨励金、三世代同居住宅改修助成金、空き家改修費等助成金、または来てにほんまつ住宅取得支援事業、住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金を支給されたことのある方がいないこと。
要件６　補助対象工事について、国や県などから他の補助金を受けていないこと。

①市内の業者と
住宅改修工事の契約締結

改修工事着手前に次の書類を添えて速やかに、二本松市役所秘書政策課へ申請してください。

①同居予定者全員の住民票（申請日の１ヶ月以内のもの）
②助成対象工事の工事請負契約書又は請書等の契約を証する書類の写し
③助成対象工事の工事内訳明細書の写し
④助成対象工事の工事箇所の図面及び工事着手前の写真（全景及び工事箇所）
⑤この助成金の振込口座となる預金通帳等の写し
⑥その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定通知が届いたら
住宅の改修工事着手

住宅の改修工事完了

次の書類を添えて速やかに、二本松市役所に実績報告書をご提出ください。（3月15日ごろまでを目安に）

①実績報告書
②多世代同居する者の戸籍謄本
③多世代同居する者全員の住民票（実績報告日の１ヶ月以内のもの）
※申請時から住所に変更がない方の住民票は提出不要です。
④助成対象工事に要した工事代金の領収書の写し
⑤助成対象工事を行った同居住宅の施工前及び施工後の工事出来型写真
⑥増改築の場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第７条第５項及び第７条の２第５項の規定に基づき交付された検査済証の写し
⑦納税証明書（課税がない者にあっては、課税証明書）※本助成金専用の様式です。確認印が必要となりますので事前に秘書政策課へおいでください。
⑧その他市長が必要と認める書類

助成金の請求
助成金は、実績報告に基づく助成金の額の確定後、請求するものとする。

返　還
偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。

◎この制度の詳細はＱ＆Ａ・市ウェブサイト等をご覧ください。

二本松市　多世代同居　検索

お問い合わせ先　秘書政策課
電話　0243－24－7120